

「患者の利益となる特定行為の実践に向けて特定行為研修施設としての活動を開始する」

北海道大学病院 船木 典子

【概要】

2015年から看護師が手順書を使用し特定行為を実践できるように、特定行為に関する看護師の研修制度が開始された。当院は、病床数 924 床、平均在院日数が 15 日の特定機能病院である。高度先進医療を提供する当院では、創傷管理の特定行為研修修了者 1 名が活動しており、患者の創傷の早期治癒、入院期間を短縮している。そこで、自施設が 2019 年度に特定行為研修施設（外科術後病棟管理領域）の認定を受け、特定行為研修を 2020 年度から開始し、特定行為を行う看護師を育成する活動を始めた。その結果、11 月に厚生労働省に特定行為研修施設の申請を行い 3 月に認定された。また、看護師が特定行為を実践することの意義を看護師自身や多職種が認識し、患者の利益となる特定行為の実践ができるために各種委員会で特定行為実施、特定行為研修実施の意義について検討・共有した。その結果、指導者の確保ができた。さらに、研修受講生が働きながら学習を進めていくための設備・勤務体制等の整備を行った。2020 年 4 月から特定行為研修（外科術後病棟管理領域）を開始する。

【背景】

当院は、高度先進医療を提供する特定機能病院である。高度先進医療を提供する中で、患者が安全に治療を受け QOL を低下させず早期に退院するためには、看護師の観察力、フィジカルアセスメント力、臨床推論力などが重要である。現在活動している創傷管理の特定行為研修修了者 1 名は、医師の包括指示のもと陰圧閉鎖療法、壊死組織の除去を年間約 150 件実施している。患者の傍にいる看護師が、包括指示のもとに特定行為ができるようになると、患者の変化に早期に気づき、対応した処置を早期に開始し重症化が防止できると考える。また、患者の生活に合わせて処置を実施し、急性期から患者の退院後の生活を見越したケアができる。しいては、医療・看護の質の向上につながる。現在、ICU には、特定行為研修の受講を希望する集中ケアと救急看護の認定看護師が 2 名いる。自分は、副看護部長として、看護師がチーム医療の要として積極的に役割を果たしていくことを支援し、看護の質向上につながる組織変革を行う必要がある。そこで、2019 年度に病院組織として特定行為研修機関（外科術後病棟管理領域）の承認を受け、病院全体で受講者を支援し、医療・看護の質の向上につながる研修となるよう環境・体制を整える。

【実践計画】

1. 目標

- 1) 2019 年度に、看護師による特定行為実施の意義を医師、看護師、多職種間で共有したうえで 11 月 30 日までに特定行為研修施設の申請を行う。また、研修を安全・順調に運営するため、シラバス作成、医療安全管理体制、患者への周知等整備、研修受講設備等の支援体制を整える。
- 2) 特定行為研修修了者（創傷管理関連）の現状の活動について質の評価を実施し、活動の成果を院内の多職種、研修受講の希望者などに周知する。
- 3) 研修を開始する外科術後病棟管理領域について、どのような成果を出す必要があるか、出せるかについて話し合い、実践の目標、具体策、評価基準を作成する。

2. 方法

- 1) 北海道厚生局に 11 月 30 日までに研修施設の申請を行う。
 - (1) 看護部担当者が中心となり申請書を作成する。特定行為に関する委員会で特定行為実施の意義を医師、薬剤師等と共有する。(2019 年 10 月)

- (2) 研修施設として医療安全管理体制、患者への説明・承諾、患者への研修の周知などの方法について特定行為管理委員会で決定し紙面、マニュアル、掲示等の準備をする。
 - (3) 実習を安全に行うため、薬剤部、検査部、医療情報企画部と調整し、特定行為研修を周知する。(2020年4月まで)
 - (4) 研修の進め方について共通科目、区分別科目、演習、実習等のシラバス、進捗予定表等を作成する。(基本は学研のeラーニングを使用)(2019年11月まで)
 - (5) ハード面としてeラーニングができるパソコンを図書室に設置、シミュレーター、演習場所・物品の確保、ICU内実習控室準備、医療情報端末確保、実習生とわかるユニフォーム等を準備する。(2020年3月まで)
 - (6) 受講予定者、所属部署の看護師長と研修の進め方、進捗確認方法について話し合い、不安を少なくする。決定事項については、部署看護師にも情報提供し業務に影響しない体制を整備する。(2020年4月開講まで)
- 2) 現在活動中の創傷管理の特定行為研修修了者は、10月、2月に面談し必要な支援について確認し、実施する。(新たな手順書作成、特定行為に関する委員会で検討してほしい内容など)
特定行為研修修了者との面談時に、具体的な事例についての成果を確認できるよう準備し、専門領域看護師会、特定行為管理委員会で報告する。
- 3) ICUの看護師長、研修受講予定者と特定行為実施の成果はどのような事か話し合い、4月以降の実践目標、具体策、評価基準を作成する。実習開始後12月から2月にかけて3回で実施する。

【結果】

- 1) 8月に病院長が委員長である、看護師による特定行為に関する委員会において特定行為研修(外科術後病棟管理領域)を自施設で実施することの承認を得た。さらに、関係する9診療科・部門の責任者に研修実施についての説明を行い、協力の承諾を得た。院内の医師には、区分別科目(実習)の協力は得られたが、共通科目の協力は得られなかったため、外部講師を5名確保した。次に、申請に必要な研修計画書を作成した。特定行為研修の基本理念として、チーム医療のキーパーソンとして機能できる、的確な判断の下に特定行為を実施し、患者・家族の意思を尊重した安全な医療を提供する看護師を育成し、社会に貢献することを明記した。また、研修のシラバスを学研メディカルサポートの物を基に作成した。学習が段階的に進むこと、特定行為ごとの手技練習・OSCEが期間内に適当に分散して学習できるように作成した。医療安全管理体制、患者への説明・承諾、患者への研修の周知方法等については、2017年度に研修協力施設になった時のものを基に、北海道厚生局の指導を受けて作成した。11月30日に北海道厚生局へ特定行為研修施設の申請を行った。12月18日に研修施設としての実地調査があり、特定行為の承諾書、緊急時報告体制のフローチャート、指導医の要件などについて指導を受けた。修正後に再提出をして、北海道厚生局に受理された。3月2日付で厚生労働省より特定行為研修施設(外科術後病棟管理領域)として認定された。設備については図書室、演習室を確保し、パソコン、シミュレーター、デスク等を見積もり、厚生労働省の特定行為研修機関導入促進支援事業の支援を受け、準備した。現在、備品が納入されているところである。

特定行為研修の実習は、2020年12月から開始となる。安全に実習を進めるための、具体的方法については、薬剤部、検査部、医療情報企画部と7月に調整予定である。

1月に受講予定者2名(院内の認定看護師)と所属部署の看護師長に研修の概要を説明した。3月

13日に、受講者に共通科目の演習とeラーニングの進め方を説明し、個人が学習計画を立てる必要性和毎日の学習方法イメージ化して共有した。学習支援として、共通科目受講時期は、1週間に4時間の学習を勤務時間内に認める、区分別科目の実習時期は勤務せず、実習に専念できる体制とした。部署の業務に影響しない体制作りについては、事前に研修を見越して看護師を配置した。

- 2) 現在活動している特定行為研修修了者（創傷管理）と12月と1月に面接し、特定行為実施がどのように看護に活かせるか、専門・認定看護師の現段階での認識などを話し合った。1月に研修受講希望の可能性の高い専門看護師、認定看護師の会でテーマ「専門領域を持つ看護師が行う特定行為の看護への活かし方と方向性を考える」でワールドカフェ形式の研修会を実施した。ここでは、特定行為研修修了者の看護の体験も語られた。研修受講者は、高齢化、医師不足から特定行為実施の必要性、患者の生活に合わせたケアのタイムリーな提供、医師とは違う看護として特定行為を提供する必要性を学んだ。多職種への周知は未実施である。
- 3) 12月、1月にICU看護師長、特定行為研修修了者と話し合った。患者の異常の早期発見、患者状況に合わせたケアの提供、看護師同士の教育などが成果として必要であることを話し合った。受講予定者とは、4月以降のeラーニング、実習を進めながら、具体的な特定行為実施の期待される成果、実践の評価基準等を作成する。

【評価及び今後の課題】 目標に照らした評価及び今後の課題

- 1) 看護師による特定行為に関する委員会において特定行為研修（外科術後病棟管理領域）を自施設で実施することの意義を確認し、北海道厚生局へ特定行為研修施設の申請を行った。厚生労働省から3月2日付で特定行為研修施設に認定された。研修を安全・適切に運営していくための医療安全管理体制、患者への研修の周知方法、研修受講環境の整備等を準備した。今後は、実際に運営しながら安全・適切に研修運営が行われているか定期的に委員会で確認していくことが課題である。
- 2) 特定行為研修修了者（創傷管理関連）の現状の活動についてどのような事例や経験があったかについて、専門領域看護師会で共有し、特定行為実施の患者にとっての利益、医療現場での必要性を共有することはできた。今後の課題は、多職種にもその必要性・成果を共有し広げていくことである。
- 3) 4月から開講する外科術後病棟管理領域では、具体的に挿管チューブの位置の変更、人工呼吸器の設定、気管カニューレの交換、末梢留置型中心静脈カテーテル（PICC）の挿入等の特定行為15種類が実践できるようになる。患者へのタイムリーなケアの提供、異常の早期発見、一般看護師への教育、医師の負担軽減等が成果として必要なことを話し合った。今後は研修の実習を進める中で、これらの成果が出ているかどうか、受講生と指導者で評価基準を作成し、評価していくことが課題である。また、特定行為研修修了者としての活動を開始する2021年度には、評価基準を使って活動を評価する。さらに、特定行為を受けた患者からの評価をいただくことが課題である。